

茨木市防犯カメラ設置事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、屋外の公共空間で発生する子どもや女性を対象とした犯罪の抑止を図るため、防犯カメラを設置する事業に対し、市が補助金を交付することにより犯罪の発生抑止を促進し、もって安全で安心な都市の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等 市内の一定の区域において、住民相互の親睦と良好な地域社会の維持及び形成のために共同活動を行う団体として、市長に届け出た団体（以下この号において「自治会」という。）及びおおむね小学校区を単位とする自治会の連合組織で、市長に届け出た団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の発生を抑止するため特定の場所に継続的に設置される映像撮影装置で、本体又はそれに附属する機器に録画機能を有するもの（常時監視用モニターが附属又は搭載されたものを除く。）をいう。

(補助対象)

第3 補助の対象となる事業は、自治会等がその区域内に防犯カメラを設置する事業のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該事業の実施について自治会等の総意を得ていること。
- (2) 子どもや女性を犯罪から守る視点を取り入れるため、当該事業の実施について茨木警察署の助言を受けること。
- (3) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものであること。
 - ア 購入により防犯カメラを設置する場合 当該防犯カメラの設置完了の日から起算して6年以上当該防犯カメラが適切に維持管理されること。
 - イ 賃借により防犯カメラを設置する場合 当該防犯カメラの賃借期間が6年以上であり、かつ、当該防犯カメラの設置完了の日から起算して6年以上当該防犯カメラが適切に維持管理されること。
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域（以下この号及び第6第4号において「撮影対象区域」という。）が当該自治会等の区域内であり、かつ、撮影対象区域のおおむね2分の1以上が、道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間であること。
- (5) 画像データは、犯罪が発生したおそれがある場合及び、管理上必要な場合のみ閲覧又は提供を行えることとし、他の目的のためには閲覧又は提供を行わないこと。

(補助対象経費)

第4 補助の対象経費は、防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、補助の対象とする防犯カメラは、1自治会等あたり、1度の申請につき2台を上限とする。

- (1) 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器の購入又は賃借に要する経費
- (2) 専用ポール設置工事費
- (3) ケーブル設置工事費
- (4) 第8に規定するプレート等の設置に要する経費
- (5) その他防犯カメラの設置に必要な経費

(補助金額)

第5 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、防犯カメラ1台につき15万円を上限とする。

- (1) 購入により防犯カメラを設置する場合 補助対象経費の1台あたりの合計額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 賃借により防犯カメラを設置する場合 補助対象経費のうち設置初年度に要する費用の1台あたりの合計額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入又は賃借に要する費用の見積書
- (2) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- (3) 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- (4) 防犯カメラを設置する場所及び撮影対象区域を表示した付近見取図
- (5) 防犯カメラ及び第8に規定するプレート等を設置する場所の所有者が申請者と異なる場合にあっては、当該所有者の同意を得たことを証する書類
- (6) 防犯カメラを設置することについて道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令に基づく許可等が必要である場合にあっては、当該許可等を受けたことを証する書類
- (7) 当該自治会等の総会会議録の写し等防犯カメラを設置することが当該自治会等の総意であることを証する書類
- (8) 防犯カメラの設置について茨木警察署の助言を受けたことが分かる書類

(9) 次に掲げる事項を記載した当該防犯カメラの管理規程

- ア 防犯カメラの設置目的
- イ 防犯カメラの設置者及び管理責任者
- ウ 防犯カメラの設置場所及び台数
- エ 防犯カメラの取扱者の制限
- オ 撮影された画像の保管方法、保存期間及び消去方法
- カ 撮影された画像の利用及び提供の制限
- キ 記録機器等の管理
- ク 苦情処理

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、申請者に対しその理由を付して茨木市防犯カメラ設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(プレート等の設置)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、防犯カメラの設置場所の見やすい位置に、防犯カメラを設置している旨、設置者の名称及び市が指定する管理番号を記載したプレート等を設置しなければならない。

(変更の届出)

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第6に準じて茨木市防犯カメラ設置事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第7に準じて決定の内容を変更し、茨木市防犯カメラ設置事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に係る契約書、請書等
- (2) 防犯カメラの設置に係る仕様書及び設置図面
- (3) 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書

(4) 防犯カメラの購入若しくは賃借に要した費用に係る領収書の写し又はこれに相当する書類

(5) 第8に規定するプレート等の設置状況の確認できる写真も含めた防犯カメラ設置後の現況写真

(6) 設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの
(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して6年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
 - (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
 - (5) 補助金の交付に係る防犯カメラに常時監視用モニターを附属又は搭載したとき。
 - (6) その他市長が不相当と認めたとき。
- (市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市防犯カメラ設置事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に防犯カメラを設置する事業に係る補助金について適用し、同日前に防犯カメラを設置する事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市防犯カメラ設置事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に防犯カメラを設置する事業に係る補助金について適用し、同日前に防犯カメラを設置する事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月8日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市防犯カメラ設置事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に防犯カメラを設置する事業に係る補助金について適用し、同日前に防犯カメラを設置する事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月23日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市防犯カメラ設置事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に防犯カメラを設置する事業に係る補助金について適用し、同日前に防犯カメラを設置する事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市防犯カメラ設置事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に防犯カメラを設置する事業に係る補助金について適用し、同日前に防犯カメラを設置する事業に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市防犯カメラ設置事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に防犯カメラを設置する事業に係る補助金について適用し、同日前に防犯カメラを設置する事業に係る補助金については、なお従前の例による。